

2006.4.24



第一生命保険相互会社（社長 斎藤 勝利）では、平成18年4月24日より、株式会社みずほ銀行において、**積立利率変動型個人年金保険「ねんきん紀行」**の発売を開始いたします。

本商品は、契約締結時の運用期間（＝積立利率保証期間）を7年および10年と複数設定するとともに、運用期間ごとに積立利率を定め、その積立利率により積立金額が増加する仕組みであるため、**契約締結時に年金原資が確定する個人年金保険**です。また、契約締結時の積立利率は、**市場金利の動向に応じてタイムリーに（月2回）設定**します。

本商品は、**安定的かつ確実な運用・資産形成を行いたい**というお客さまのニーズにお応えするとともに、**運用期間中に定期的に資金をお受取りいただける機能**や、**運用期間を短縮して年金支払を開始させることができる機能**をも有しており、お客さまの多様なニーズにきめ細かくお応えすることができる**自在性に富んだ商品**となっています。

当社は、引き続き、お客さまの幅広いニーズにお応えできるよう、年金ラインアップの一層の充実を図ってまいります。

\* 「ねんきん紀行」は、3月27日にリリースした『積立利率変動型個人年金保険』に付された、みずほ銀行専用の販売名称です。

## 《ねんきん紀行の特長》

積立利率を毎月1日および16日に設定するため、直近の金利環境をタイムリーに反映します。また、契約日における積立利率を運用期間（＝積立利率保証期間：7年または10年）の満了日まで適用するとともに、運用期間の満了日の翌日を年金支払開始日としているため、契約締結時に年金支払開始日の前日における運用実績（＝積立金額）が確定します。運用の成果は、年金でお受取りいただきます。

中途解約の場合、解約返還金額が一時払保険料を下回る場合があります。

「基本保険金額の規則的減額に関する特則」を適用することにより、運用期間中の年単位の契約応当日に基本保険金額を規則的に減額し、減額部分の解約返還金を受取ることができます。

解約返還金額の計算に際しては市場価格調整を行うため、その時点の市場金利により、解約返還金額が増加または減少することがあります。年単位の契約応当日ごとに支払う解約返還金額は一定の金額ではありません。

「繰上げ年金開始に関する特則」を適用することにより、申出直後に到来する年単位の契約応当日に年金支払を開始すること（＝年金支払開始日を繰上げること）ができます。

繰上げ後の年金支払開始日における年金年額が30万円に満たない場合や、年金の種類が確定年金で、年金受取総額が繰上げ後の年金原資を下回る場合には、繰上げ年金開始を行いません。

年金支払開始日前の死亡には、被保険者が死亡した時の積立金額もしくは解約返還金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を死亡給付金としてお支払いします。

契約締結時の告知は不要であるため、簡便な手続でご加入いただけます。

保険料の払込方法を送金に限定していること等から、クーリング・オフは取扱いません。ただし、契約日から起算して10日以内の解約に限り、約款所定の解約返還金額ではなく、解約日の基本保険金額と同額を解約返還金額として請求することが可能です。

この資料は商品の概要を説明したものです。

ご検討にあたっては専用のパンフレットおよび「ご契約内容（契約概要）」など会社所定の資料を必ずご覧下さい。

また、ご契約の際には「重要事項説明書（注意喚起情報）」「ご契約のしおり - 定款・約款」を必ずご覧下さい。

(登)C18H5030(H18.4.19)

以 上